



教育と研究の改善を目指した アイスランドにおける高等教育の評価

Sólrún Jensdóttir
Director Department of Education
Ministry of Education, Science and Culture

1



内容：

1. アイスランドについて
2. 高等教育の制度について
3. 質保証の発展について
4. ボローニャ・プロセス
5. OECDの高等教育に関するテーマ別評価
6. 高等教育に関する新しい法律
 - 認定
 - 資格枠組み
 - 質保証
 - 内部・外部保証
7. 今後の展望――結論

2



アイスランドについて

- 北大西洋にある火山島
- 言語はアイスランド語
- 面積103,000平方キロメートル、人口300,000人
- 人口密度2.8人(1平方キロメートル当たり)
- 平均寿命:男性79才、女性83才
- 一人当たりGDPは世界第7位
- 2004年の産業:サービス部門71.2%、工業22.4%、農業3.4%、漁業3%

3



高等教育制度

- 1911年に最初の大学が設立
- 7つの高等教育機関――公立4校、私立3校
- 学生数が増加
1996年－9,564人、2004年－16,068人
- 1997年に法的枠組み策定
- 自律性の増大
- 私立機関の法的根拠を確保

4



質保証の発展

国際協力、ENQA・NOQAへの加盟

最初の規定

教育科学文化省が監督

内部・外部評価に関する規則

目的:

- 指導法の質の向上
- 組織の整備
- 責任の強化
- 国際競争力の確保

教育機関は質保証制度を設置

制度の内容を公開

5



外部質保証

- 専門の機関は設けていない
- 3~6名の専門家グループによるピアレビュー
- 自己評価報告
- 専門家によるピアレビュー結果の公開報告とそれに対する教育機関の対応を公表
- 外部質評価は多様な複数のユニットを対象にできる

6



ボローニャ・プロセス

- アイスランドは1999年のボローニャ宣言に署名
- 円滑な導入
- 質保証を重視
- 欧州基準及びガイドライン
- 国としての資格枠組み

7



OECDテーマ別評価

- 24カ国が参加
- 日本、アイスランドも参加
- 2005年に専門家チームが視察
- 2006年8月22日に報告書を公表
- 質保証についての指摘
- 認定メカニズムの欠落
- 研究に関する質保証制度の欠如

8



高等教育に関する新法

- 2006年7月1日施行
- システムの強化――質の向上
- 国際競争力
- 高等教育機関の認定

9



認定基準

- 役割と方針の策定
- 運営組織
- 教育・研究体制
- 教職員の資格要件
- 入学資格、学生の権利と義務
- 指導・学習環境
- 内部質保証制度
- 国の資格枠組み――学習成果
- 財政基盤

10



認定プロセス

- 教育科学文化大臣への申請
- 専門分野の認定(フラスカティ)
 - 自然科学
 - 工学
 - 医学
 - 農学
 - 社会科学
 - 人文科学
- 独立した専門家の委員会
- 要件を満たしていない場合は、認定取り消し

11



国の資格枠組み

- 教育科学文化大臣が策定
- 欧州高等教育圏における資格枠組みを基礎
- 2003年ベルゲンで教育大臣が承認
- 学位に関する体系的な説明
- 学習成果
- アイスランド語と英語で策定

12



教育研究の質保証

- ENQAの基準及びガイドラインを基礎
- 研究については特別のプロセス
- 目標
 - 認定のための必要条件を確実に満たす
 - 資格枠組みの尊重
 - 質の向上
 - 責任の強化
 - 国際競争力の確保

13



内部・外部評価

- 定期的実施
- 高等教育機関と教育科学文化省に責任
- 教職員と学生の積極的な参加
- 外部評価に関する3カ年計画
- 実施の管理――評価分析局
- 独立機関が実施
- 国内外の専門家

14



今後の展望――まとめ

- 2008年半ばまでに全高等教育機関の認定を完了
- 外部評価の規則は準備中
- 急速な変化への対応
- 一定の成果
- 質保証における取り組みの強化

15



今後の展望――まとめ

- 新法の完全な履行によって、アイスランドの高等教育機関の位置づけと競争力は欧州でも世界的にも高められるだろう。

16